

令和6年10月1日

各位

金沢高等学校

校長 杉浦 外美夫

高等学校入学者選抜等における配慮等について（募集要項に追記）

令和6年度より障害者への合理的配慮の提供が学校法人に義務化されましたが、障害のある生徒に対する合理的配慮の提供にあたっては、その実施に伴う負担が過重でないことが前提とされています。各私立学校においては、個別の事案ごとに、実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）、費用・負担の程度、財政・財務状況といった要素を考慮しながら、個々の私立学校の状況を踏まえて判断することとなります。生徒本人・保護者がこうした事情を把握されないまま、私立学校への事前の相談なく、入学後に障害等の事実が判明した場合には、当該の生徒が安心・安全に学びを継続できる環境が確保できない状況になることも考えられ、生徒・学校双方にとって不利益が生じることも考えられます。

つきましては、こうした点を踏まえ、下記のことを令和7年度募集要項に追加記載いたします。

記

障害等があつて、受験上の配慮や入学後の修学上の配慮等を必要とする場合は、本校では希望する対応が難しいこともあるため、出願を考えている場合には、必ず事前にご相談ください。